

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第69回）議事概要

1 日 時

平成28年1月26日（火）13時59分～15時24分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

福岡総合通信基盤局長、大橋電気通信事業部長、秋本事業政策課長、飯村事業政策課企画官、堀内事業政策課調査官、竹村料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、吉田データ通信課長、塩崎電気通信技術システム課長、安藤安全・信頼性対策室長、湯本消費者行政課長、吉田電気通信利用者情報政策室長

（4）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備について【諮問第3078号】

接続委員会主査である相田専門委員から接続委員会での調査・検討の結果について報告があり、審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

昨年5月22日に公布された、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第26号）の施行等に伴い、必要となる省令等の改正等を行うもの。

イ 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備について【諮問第3079号】

審議の結果、意見募集の結果を踏まえ、諮問された案を一部修正し制定することが適当との答申を行った。

【内容】

昨年5月22日に公布された、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第26号）の施行等に伴い、電気通信事業の利用者保護に関して必要となる省令等の改正等を行うもの。

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等）について【諮問第3080号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行い、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

実績原価方式を適用するドライカップ、ラインシェアリング、専用線等の平成28年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更の認可を行うもの。

イ 接続料規則等の一部改正について【諮問第3081号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行い、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

接続料規則（平成12年郵政省令第64号）において規定されているアンバンドル機能のうち、一部の機能について、アンバンドル機能から削除する等の関係規定の整備を行うもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧下さい。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡下さい。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・宇佐美

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp